

アユの瀬づくりに係る維持管理(樹木管理)の進め方

目 次	
1. 入田地区における事業実施状況.....	1
2. 経年的な樹木面積の変化.....	1
3. 令和 5(2023)年度の樹木繁茂状況（横断方向）.....	2
4. 維持管理(樹木管理)の進め方.....	3
4.1. 伐採範囲と優先順位.....	3
4.2. 伐採方法.....	3
4.3. 維持管理(樹木管理)の進め方.....	3

令和 7 年 3 月

国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所

1. 入田地区における事業実施状況

- 入田地区では、平成 19(2007)～令和元(2019)年度にかけて、樹木の伐採、砂州の切り下げ等を実施してきた。
 - 平成 19(2007)～21(2009)年度：樹木の伐採・間伐を実施。（Ⅰ期施工）。
 - 平成 27(2015)年度、平成 30(2018)年度：砂州の切り下げ及び置き土を実施。（Ⅱ期施工）
 - 令和元(2019)年度：11.6k～12.2k 付近の高水敷の河畔林の再間伐を実施。

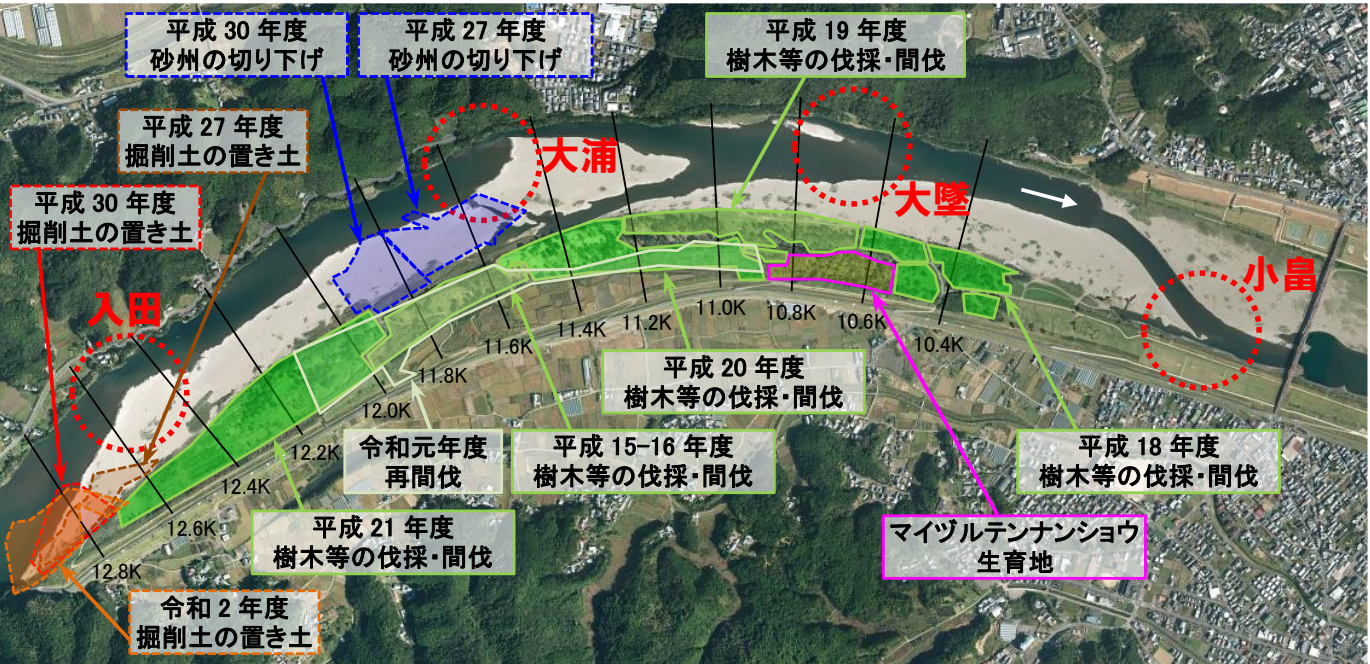


図 1-1 事業実施状況

2. 経年的な樹木面積の変化

- 入田地区において、流下阻害を引き起こし得る、樹木及び藪(ネザサ、クズ、ノイバラ等)の生育面積(以下、樹林面積)を整理した。
- 入田地区全体でみると、Ⅰ期施工終了後の平成 25(2013)年以降、樹木面積は増加傾向にある(図 2-1)。
- 令和元(2019)年に再間伐を実施した範囲(黒色の網掛け部分)では、再間伐により令和 5(2023)年に樹林面積は減少しているが、ヤナギ高木の面積が間伐前と比較して増加した。
- 令和 5(2023)年にかけて、本川側へは 10.2k～12.6k の全域で拡大し、特に 12.2k、11.6k、10.4k 付近で顕著であった(図 2-2)。

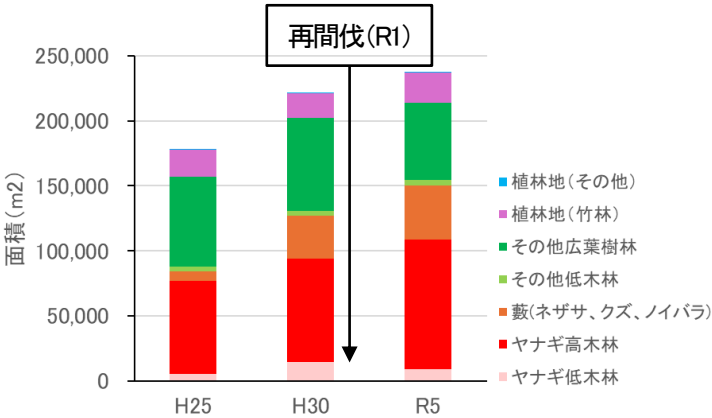


図 2-1 入田地区における経年樹林面積

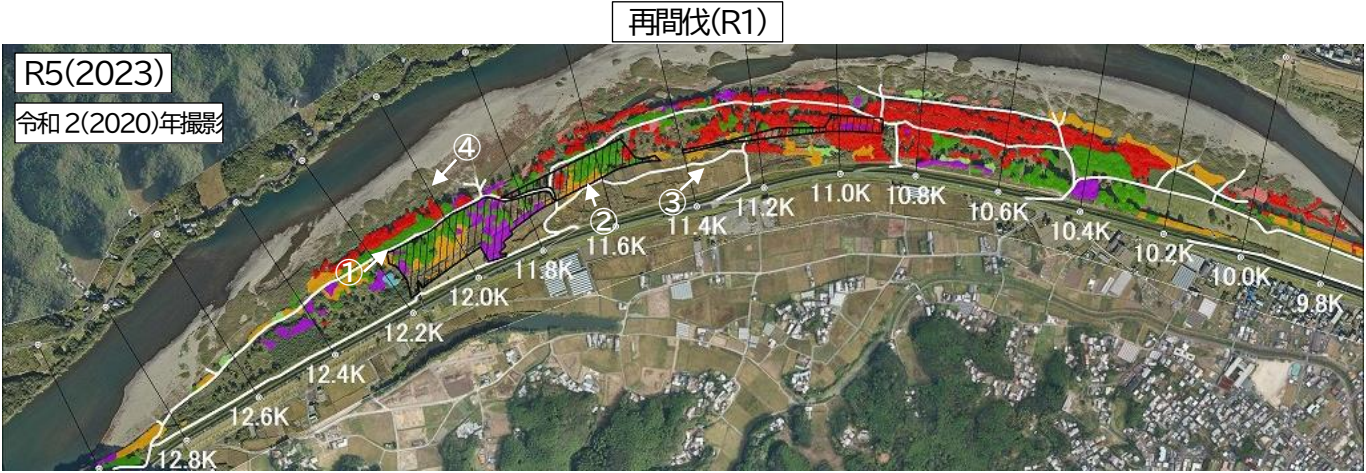
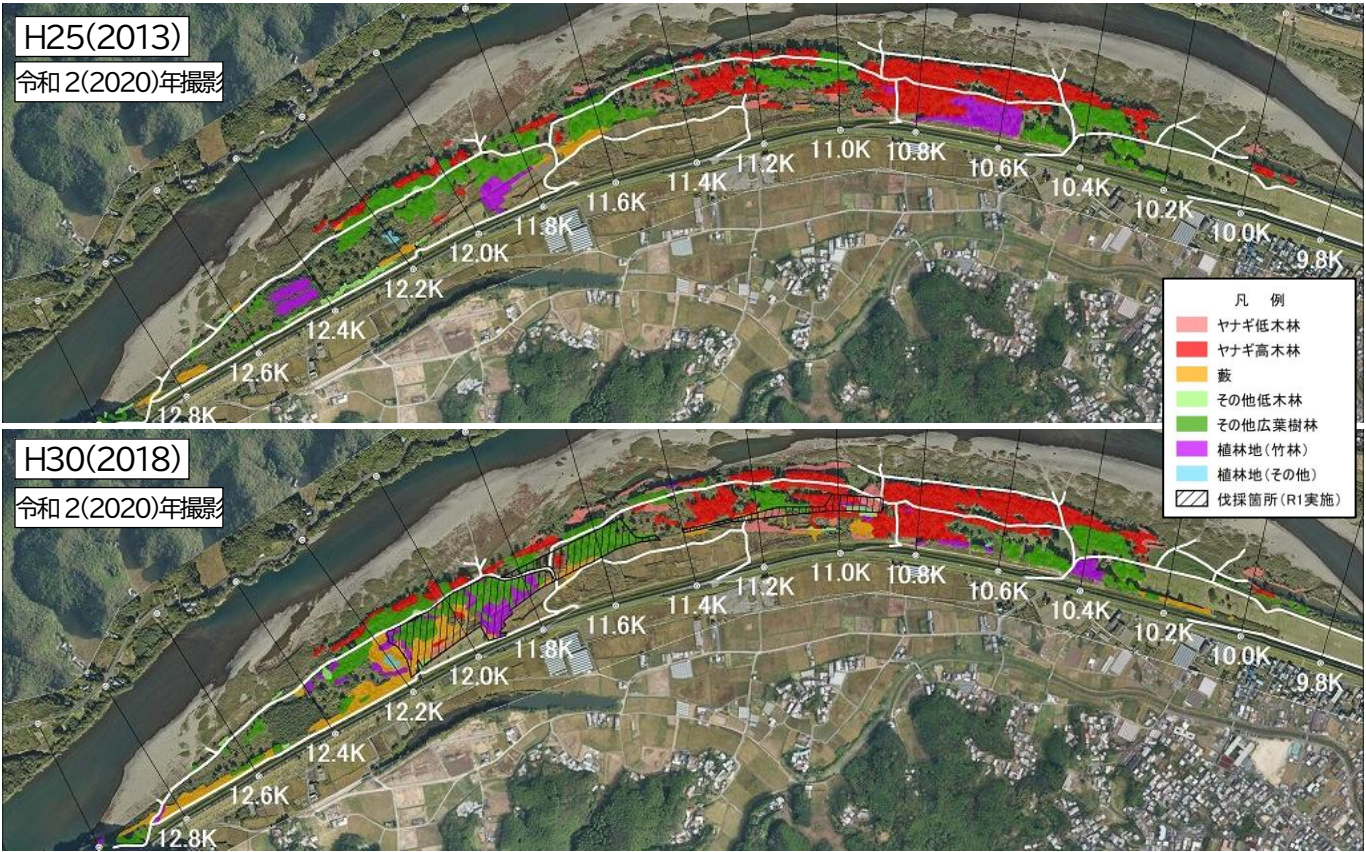


図 2-2 入田地区における樹林面積の経年変化



図 2-3 入田地区の状況（撮影日：R6/9/12）

3. 令和 5(2023)年度の樹木繁茂状況(横断方向)

- 令和 2 年度に測量された入田地区の LP データより、11.6k、12.0k、12.2k の横断面図を作成し、それぞれの断面における令和 5(2023) 年の樹木の生育状況を整理した(図 3-2)。
- いずれの断面においても、河川側の管理用道路周辺を境界に、樹林や農地の広がる高水敷と自然裸地や草本の広がる低水路に分かれた。
- 樹林は主に管理用道路より堤防側(右岸側)の高水敷に生育していたが、一部河川側(左岸側)の標高の低い地点にもヤナギや広葉樹林が侵入しており、当該樹林については流下阻害への影響から皆伐の実施が好ましいと考えられる。
- また、植生図には反映されていないが、標高の低い低水路付近にはヤナギの幼木が多数侵入しており、これらの樹木も同様に皆伐及び除根の実施が好ましいと考えられる(図 3-3)。

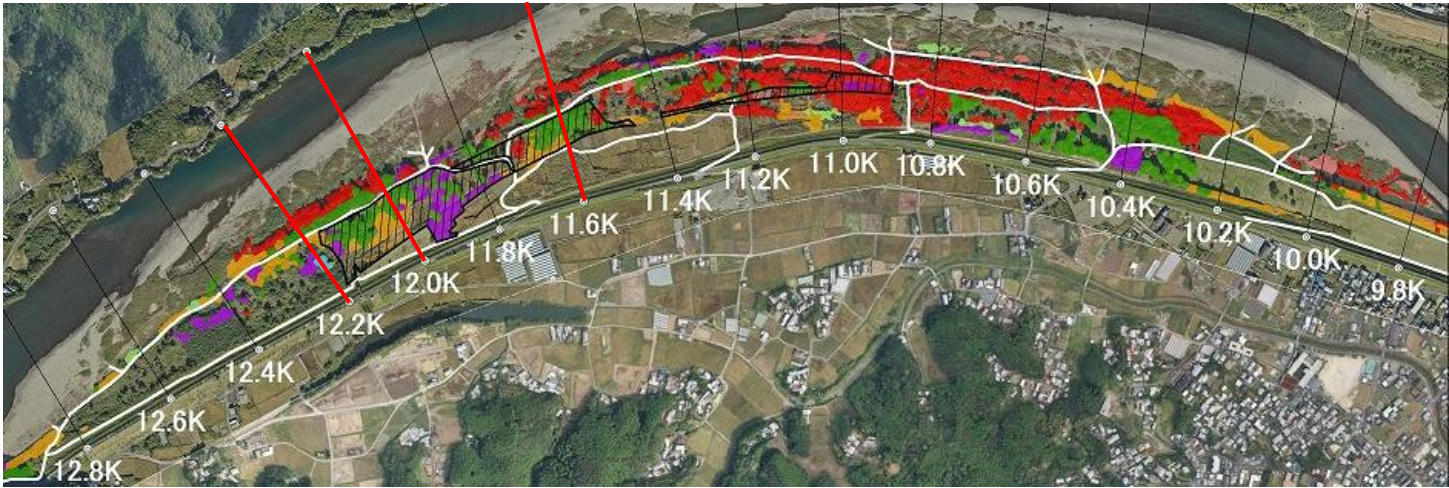


図 3-1 横断面図の測線位置



図 3-3 低水路付近に侵入したヤナギの幼木 (12.0K 付近) (撮影日 R7/1/23)
※ヤナギ幼木については、群落規模が小さい(密度が低い)ため、植生図上には示されていない。

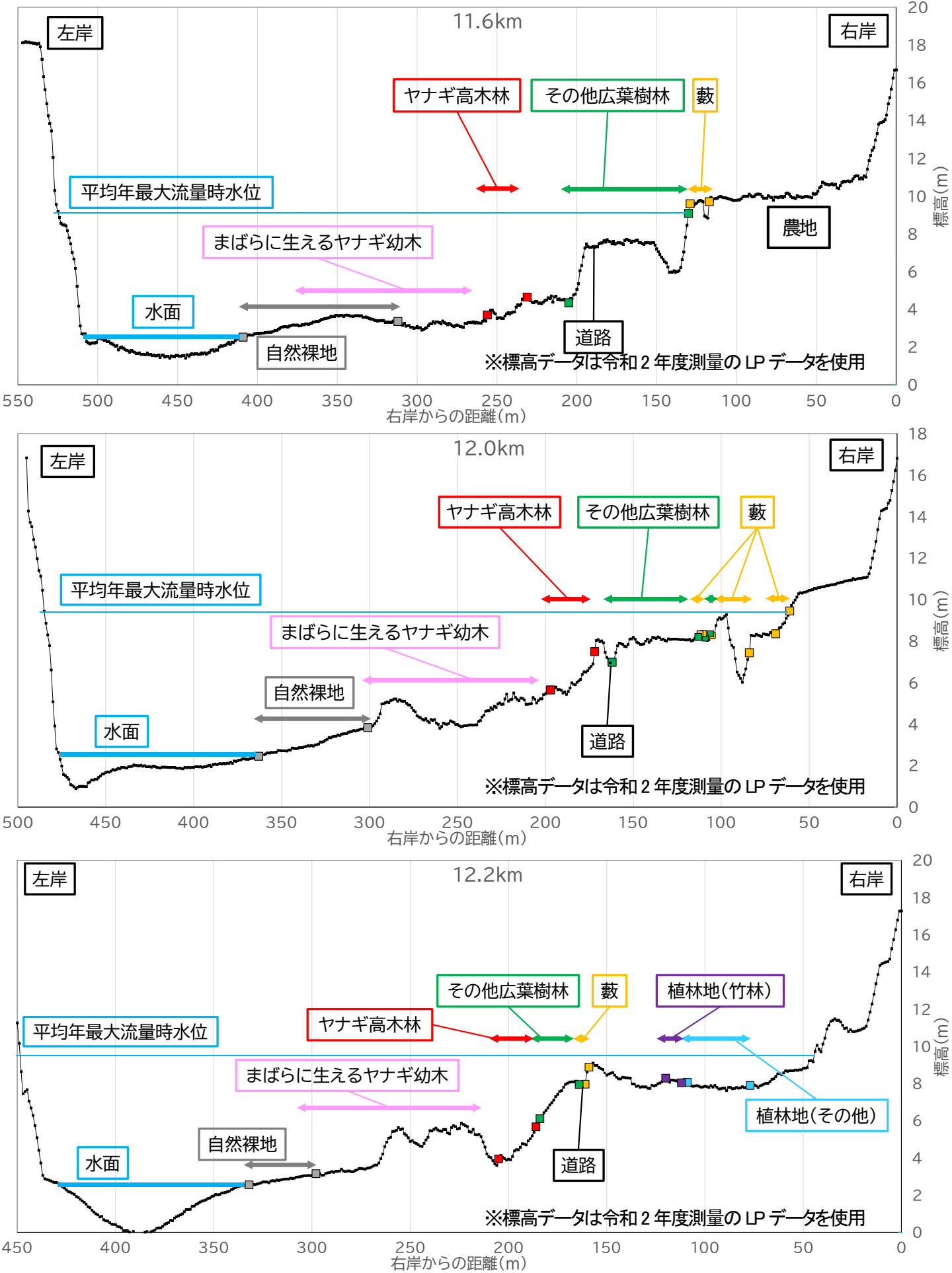


図 3-2 横断面上の樹林分布状況

4. 維持管理(樹木管理)の進め方

4.1 伐採範囲と優先順位

- ・入田地区の樹林の分布・拡大状況を踏まえ、今後優先して樹木管理を実施する範囲を以下のとおり抽出後、石川慎吾委員との合同現地踏査を実施し(参考資料)、伐採の優先順位を決定した。
- ① 近年の樹林の拡大傾向と横断面上での生育状況を踏まえ、樹林及び藪(ネザサ、クズ、ノイバラ等)の内、冠水頻度の高い(標高の低い)低水路付近の管理用道路より河川側(1段低くなった範囲)で成長・分布を拡大した範囲を優先的に抽出した(図 4-1)。
- ② 抽出した範囲の内、樹木の成長・拡大による流下阻害の影響が大きいと考えられる、上流側のヤナギ林及び植生図上には表れていないヤナギの幼木を高優先度とした。

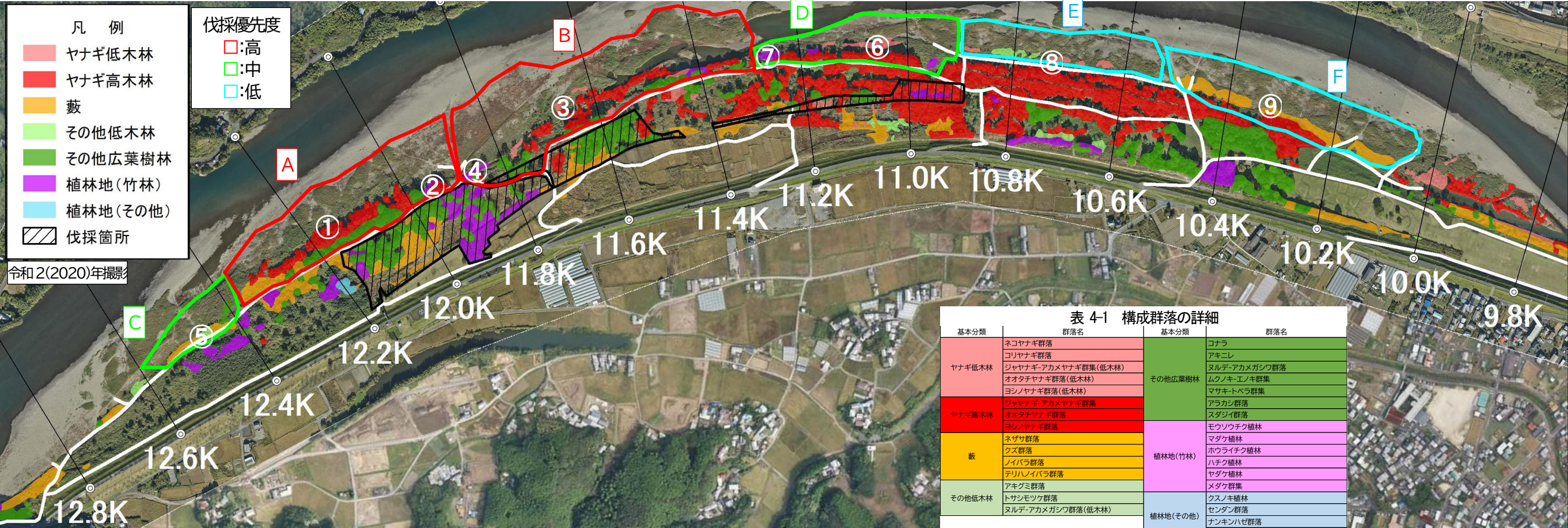


図 4-1 樹木管理を実施する候補範囲 (案)

単位:m² 表 4-2 各樹林面積と実施優先度

区分	ヤナギ幼木	ヤナギ低木林	ヤナギ高木林	藪	その他低木林	その他広葉樹林	植林地(竹林)	合計
A	①面積不明	0	①8,600	2,400	0	5,300	②300	16,600
B	③面積不明	③1,500	③6,600	0	0	5,100	④900	14,100
C	⑤面積不明	0	0	1,000	500	600	0	2,100
D	⑥面積不明	⑥1,300	⑥5,800	0	0	0	⑦1,300	8,400
E	⑧面積不明	⑧1200	0	0	900	0	0	2,100
F	⑨面積不明	0	⑨2,500	7,800	0	0	0	10,300
合計	-	4,000	23,500	11,200	1,400	11,000	2,500	53,600

番号は実施の優先順位を示す。

表 4-3 石川慎吾委員との合同現地踏査状況 (令和 7 年 1 月 23 日)



■主なご意見

- ・維持管理(樹木管理)は低水路付近の上流側から実施することよい。
- ・低水路付近のヤナギ類を中心とした樹木は、全て皆伐・除根することよい。
- ・植生図には表れない低水路付近のヤナギの幼木も伐採・除根することが望ましい。
- ・樹木は、コスト面や土砂堆積の観点からも、高木化する前に伐採・除根することが効果的である。
- ・管理用道路やその周辺の開けた箇所についても、除草することが望ましい。

4.2 伐採方法

- ・伐採の実施にあたり、高水敷上の樹林は間伐、低水路付近に生育する樹林及び竹類は皆伐とし、皆伐、間伐いずれも除根を実施する。

表 4-4 伐採方法

区分	伐採方法	実施範囲
ヤナギ	皆伐	低水路付近(管理用道路より河川側の低くなった範囲)
	間伐 (間伐後密度:2.8本/100m ²)	高水敷(管理用道路付近～堤防側の高くなった範囲)
植林地(竹林)	皆伐	
管理用道路	除草	管理用道路に隣接する開けた場所は適宜合わせて除草

皆伐、間伐いずれも除根を実施する。

4.3 維持管理(樹木管理)の進め方

- ・4.1、4.2 に示した伐採範囲、優先順位、伐採方法に基づき、順次維持管理(樹木管理)を行う。